平成２２年（フ）第１７５６号
東京都羽村市川崎１丁目10番48号第３中野荘101
債務者　工藤　幸男
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７４１号
静岡市駿河区小鹿１丁目36番４号
債務者　山中　一磨
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第６８号
鹿児島県指宿市西方665番地
破産者　川原　時夫
1　決定年月日　平成22年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１号
茨城県土浦市下高津２丁目12番６号
破産者　鹿島工業株式会社
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０８号
茨城県つくばみらい市谷井田1350番地の２
破産者　株式会社萬屋
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８５号
埼玉県川口市芝富士１丁目４番11―103号
破産者　株式会社グローワーズ
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０４号
埼玉県蓮田市椿山１丁目６番13号
破産者　有限会社スズキ建商
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５０号
北海道石狩市樽川９条２丁目167番地
破産者　有限会社恒久工業
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９３号
北海道苫小牧市表町２丁目１番７号　王子不動産第１ビル４階
破産者　株式会社Ａｄｖａｎｃｅ
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３６２号
北海道札幌市白石区栄通２丁目10番７号　エスポワールＢ―101号、開始決定時の住所北海道苫小牧市澄川町５丁目30番５号
破産者　伊藤　孝幸
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３０９号
茨城県石岡市柿岡2716番地
破産者　有限会社梅澤縫製
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５６４号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目５番15号
破産者　五光商事株式会社
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７８５号
埼玉県所沢市西所沢１丁目22番２号
破産者　協和自動車株式会社
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３２８号
埼玉県ふじみ野市元福岡２丁目４番22号
破産者　有限会社スリーオー
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６３８号
埼玉県所沢市北野南２丁目10番地の７、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市大字北野2482番地の12
破産者　有限会社インテリアタナベ
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０５１３号
東京都中央区築地１丁目９番９号　細川築地ビル８Ｆ
破産者　マークスゲート株式会社
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６４９号
東京都港区新橋１―15―５
破産者　株式会社サクシーオ
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８４６号
東京都港区新橋１丁目15番５号
破産者　株式会社国際交流課
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３８４７号
東京都江東区塩浜２―18―７―105、開始決定時の住所東京都江東区豊洲３―５―３―224
破産者　山本　栄弘
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４００３号
神奈川県川崎市幸区新川崎３―１―1016
破産者　千田　一美（旧姓山本・飯田）
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第６２５号
神奈川県座間市相模が丘５丁目２番34号
破産者　住商建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部